

**令和3年第3回七戸町議会  
決算審査特別委員会  
会議録（第3号）**

---

○招集月日 令和3年 9月 3日  
○開議日時 令和3年 9月10日 午前10時00分  
○閉会日時 令和3年 9月10日 午前10時55分

---

○出席委員（15名）

|     |        |      |        |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 澤田公勇君  | 副委員長 | 中野正章君  |
| 委員  | 山本泰二君  | 委員   | 向中野幸八君 |
| 委員  | 二ツ森英樹君 | 委員   | 小坂義貞君  |
| 委員  | 宥清悦君   | 委員   | 岡村茂雄君  |
| 委員  | 附田俊仁君  | 委員   | 佐々木寿夫君 |
| 委員  | 田嶋輝雄君  | 委員   | 三上正二君  |
| 委員  | 田島政義君  | 委員   | 白石洋君   |
| 委員  | 盛田恵津子君 |      |        |

---

○欠席委員（0名）

---

○委員外議員（1名）

議長 瀬川左一君

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

|         |         |         |        |
|---------|---------|---------|--------|
| 町長      | 小又勉君    | 副町長     | 高坂信一君  |
| 総務課長    | 田嶋邦貴君   | 支所長     | 小山彦逸君  |
|         |         | (兼庶務課長) |        |
| 企画調整課長  | 金見勝弘君   | 財政課長    | 附田敬吾君  |
| 会計管理者   | 高田美由紀君  | 税務課長    | 町屋淳一君  |
| (兼会計課長) |         |         |        |
| 町民課長    | 原子保幸君   | 社会生活課長  | 佐々木和博君 |
| 健康福祉課長  | 井上健君    | 商工観光課長  | 附田良亮君  |
| 農林課長    | 鳥谷部勉君   | 建設課長    | 氣田雅之君  |
| 上下水道課長  | 仁和圭昭君   | 教育長     | 附田道大君  |
| 学務課長    | 鳥谷部慎一郎君 | 生涯学習課長  | 田中健一君  |

|            |       |                 |       |
|------------|-------|-----------------|-------|
| 世界遺産対策室長   | 相馬和徳君 | 中央公民館長          | 高田博範君 |
|            |       | (兼南公民館長・中央図書館長) |       |
| 農業委員会会長    | 天間俊一君 | 農業委員会事務局長       | 三上義也君 |
| 代表監査委員     | 吉川正純君 | 監査委員事務局長        | 澤山晶男君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 新館文夫君 | 選挙管理委員会事務局長     | 原子保幸君 |

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 澤山晶男君 | 事務局次長 | 鳥谷部伸一君 |
|------|-------|-------|--------|

---

○会議を傍聴した者（3名）

---

○会議の経過

○委員長（澤田公勇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

したがいまして、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月9日の会議に引き続き、本日の会議を開催します。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、9日に引き続き、令和2年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

180ページ、9款1項1目常備消防費から、189ページ、10款1項6目町費負担臨時教員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 次に、188ページ、10款2項1目学校管理費から、195ページ、10款3項3目学校建設費まで、発言を許します。

7番委員。

○委員（所 清悦君） 190ページ、10款2項1目12節委託料の中の学校用務員業務委託料とところについて伺います。随意契約を行う場合に、消費税の分を人件費にプラスして支払うことを考えたら、会計年度任用職員で採用するほうがいいのかという話を昨日したわけですが、それについて、金額的には、そちらのほうが受け取る側も支払う町にとってもメリットがあるのではないかと思いますけれども、それについては、町側としてはどう考えるのか伺います。

○委員長（澤田公勇君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

学校用務員の業務につきましては、やはりある程度の専門性、また、教師、児童・生徒の信頼関係の構築という部分もありますので、やはり同じ方に複数年、やはり3年以上は用務員として勤務していただきたいと考えております。

会計年度任用職員につきましては、雇用期間が1年ということで、継続できるということもありますが、やはり学校の用務員として精通して、十分仕事をしていただける方ということで外部委託事業としております。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 7番委員。

○委員（所 清悦君） まず、私が今まで一般質問で、事あるごとに競争性の導入ということを出して言ってきたせいで、もしかしたら、それこそ誤ったメッセージを出していたのではないかと今気になっているのが、町民に対しては、町からの仕事を得るチャンスを公平に与えるべきではないかという点で、町内に対しては、応募者があるかどうかは別にして、まず公募してみると。その結果、1者しか申込みがなかったとし

たら、その場合は町民も皆納得して、それであればその1者としか契約できないということになるわけですから。私は機会を公平に与えるというところが一番大事であって、その結果競争になるのはやむを得ないと思っています。

今まで南部縦貫株式会社と継続性とか、児童・生徒との信頼関係の関係もあって、1年ごとに代わるというのも、これも落ち着かないことだと思いますが、1年ごとの更新で、最長3年可能だとすれば、十分まとまった期間ではないのかと思っています。私もPTAの役員とか会長もやっていましたけれども、校長先生も2年、3年で代わったり、十和田市とか三沢市から赴任してきたりということもありながらも、それなりに対応してきていることもあるので、3年という部分は妥当かと思っています。

あとは、選択肢として、業務委託のほかに、会計年度任用職員で採用するというのは、雇用関係でいうと、例えば30代、40代の途中のところだけ役場でたった3年間だけ雇用という、その人にとっては、その後どうするかという不安な点もあるかもしれませんが、60歳の定年を迎えた人がもう3年、町の会計年度任用職員になるというのとか、学校を卒業して最初の3年間だけ働いて、その後どこかの会社に就職するとか、いろいろな方法があると思うので、中間は厳しいかもしれないのですけれども、学卒で最初の仕事とか、定年した後の3年間というところであれば、その方法も活用の仕方としてはあるのかなと思っていますので、選択肢としてその二つ、お互いに有利なほうを選ぶ方法がいいのかなと思っていますけれども、全てではなくても、そういう状況に応じて使える可能性はないのか伺います。

○委員長（澤田公勇君） 今の所委員の質問ですけれども、今後のこれからの進め方という状態の在り方においての提案というような、要望というような趣旨で私は聞いているのですけれども、これからの新年度なり、今の会計年度の進め方にとっての要望という捉え方で構いませんか。

○委員（所 清悦君） いいです。

○委員長（澤田公勇君） では、答弁はよろしいですね。

12番委員。

○委員（三上正二君） 聞き方だと思うのだけれども、学務課長、先ほどあなたの答弁の中であったのは、委託料でやると消費税が発生すると。そうではなくて、会計年度の形でやればそれがないとすれば、再雇用という形で3年までやるのはできるのか、できないのか。

○委員長（澤田公勇君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） 会計年度任用職員の制度上では、町の規則のほうで、定かではありませんが、4回まで延長できるというふうになっていたと思っております。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 12番委員。

○委員（三上正二君） とすれば、庁委員の話があちこち飛ぶから分からないのだけれども、要するに今まで、結果として委託料はこのぐらい払いますと、これは消費税がついていますと。その中で、そういう方法があると今言いましたよね、4回までであるという事は、人を選んだとしても4回までできる。1年、1年、1年、1年と4年間できる。そういう検討はしたのですか、しないのですか。

○委員長（澤田公勇君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） 今、会計年度の制度の話をされていますので、総務課のほうから。4回とか3年ということではなくて、会計年度は1年ごとの更新で、その更新に際し人事評価も行います。その中で、本人の希望、また、町がこれを継続してよいというものであれば、ある程度継続が可能という制度になっておりますので、その中で判断をしていただきたいということになっています。

○委員長（澤田公勇君） 12番委員。

○委員（三上正二君） ということは、できるということですよ。4回まで、どういう形であろうができないというのであれば話は別なのだよ。

○委員長（澤田公勇君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） 4回までという回数とかではなくて、あくまで1年ごとの更新ですと。1年ごとの更新ですから、3年なり4年なり5年なり、場合によっては、専門性があれば6年なりということもあり得ます。要は、今言ったように人事評価をしながら、その人が適正か、本人のものがあるかというところになるということでございます。

○委員長（澤田公勇君） 12番委員。

○委員（三上正二君） それはいい。今、決算だから、そういう方法で、さっき学務課長が言ったように専門的なこともあるから、同じ人のほうがいいと。これは理解しました。

とすれば、そういう方法が、決算だから、こういうやり方で計上してやっています。だけれども、そういう形もできることがあるならば、それは検討したのですかということです。

○委員長（澤田公勇君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

この会計年度任用職員の制度は、昨年からはまりましたけれども、用務員業務のほうに関しては、会計年度任用職員での業務を遂行するということは検討しておりませんでした。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 7番委員。

○委員（所 清悦君） 次というと令和4年度になりますけれども、そこに向けて、条例上、そういった選択が今現在でも可能なのか、条例の改正も必要になってくるのか伺

います。

○委員長（澤田公勇君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） 今の会計年度任用制度の制度はそのままですから、それは何かをいじるということではありません。

ただ、今、学務課長が言ったのは、会計年度任用制度の中でも、やはり職種だとかは様々、業務委託の違いというものもあると思います。人件費だけを考えると、例えばこちらがいいということがあると思うのですが、総体的に考えると、例えば会計年度任用制度は、さっき言ったように継続は可能ですけれども、途中ですぐ辞めるということもあり得るわけです。そうしたときに補充がすぐできるかといったときに、しばらく、また募集しないと補充できないという欠点もございます。そういった場合に、業務委託だと、その会社に業務委託しておりますので、当然同じ人が行くのですけれども、その場合には、けがでも病気でもされると、代替があるとか、要するに業種ごとの中で、何でも会計年度任用職員でもいいということではないので、町としてもそれぞれの職種に合わせた中で考えているということも併せて説明しておきます。

○委員長（澤田公勇君） 7番委員。

○委員（所 清悦君） 聞くところによると、南部縦貫株式会社が人材派遣の資格も取ったというふうに聞いていますけれども、その場合は、また今度、消費税をつけなくてもいい方法になるのではないかと思いますけれども、会計年度任用職員で募集したけれども、ないという場合は、そういった用務員を持っている会社と今までどおり業務委託という方法もあるだろうし、そこが人材派遣の資格を持っていれば、人材派遣のほうで採用した方が有利だとなれば、その方法もあると思うので。

私が一つ言いたいのは、選択肢は可能な限り増やしておいて、その中でその都度状況に応じてお互いに有利な方法を選んで契約できればいいなと思っているのであって、来年度に向けてそこを検討してもらえればと思います。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 要望として受けておきます。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 次に、194ページ、10款4項1目社会教育総務費から、203ページ、10款4項4目中央図書館費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 次に、202ページ、10款4項5目文化施設管理費から、213ページ、10款5項3目中央公園管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 次に、212ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、221ページ、14款1項1目予備費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) それでは、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

9番委員。

○委員(附田俊仁君) 二つあります。54ページ、歳入のほうの町税の1款2項1目の固定資産税ですが、決算額が15億円弱です。最近町内でいろいろ太陽光、再生可能エネルギーの事業で結構太陽光が建っているわけですが、その影響というか、金額的な内訳はどのようになっていますか。

もう1個、66ページの13款1項6目の道の駅の施設使用料6,800万円なのですが、これは多分物産協会から分離した産直友の会の収益かと思われるのですが、令和2年度の決算で6,800万円、もともと物産協会に入らなければならない収益が町のほうに入ってきていると。物産協会の決算は、この金額が抜けることによって非常に苦しい経営になっているかと思うのです。一応その辺の内訳について御説明いただきたいと思います。

○委員長(澤田公勇君) それでは、9番委員の質問、55ページ。

税務課長。

○税務課長(町屋淳一君) お答えいたします。

太陽光発電は、平成27年度頃から建設が始まっております。課税は28年度からとなっております。27年度と令和2年度の固定資産税を比較した場合、太陽光発電に係る固定資産税は、土地については約650万円増収となっております。ただし、実際は路線価等の下落もありますので、実質、土地に関しては、全体的な固定資産税としては100万円の減収となります。償却資産につきましては約3億円と推計してございます。

以上でございます。

○委員長(澤田公勇君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田良亮君) お答えいたします。

67ページの道の駅施設使用料、収入済額で6,600万円弱。これは主に産直の施設の使用料ということになります。3年前に施設の運営上の問題から、産直施設については、商工観光課が、町側が直接管理するというので、収入プラス歳出分もこちらで見えております。この6,600万円のうち、産直施設の運営に関わる関連経費が約5,800万円ほど支出しております。したがって、差額が800万円程度ということになっております。

もちろん委員おっしゃるとおり、町としてはこの800万円が欲しくて運営しているわけではありません。したがって、3年経過したことにより、今回、次期、来年からの指定管理につきましては、産直施設を含めて、一体化で指定管理として12月に提案したいと思っております。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 11番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 同じく54ページなのですがすけれども、唯一の自主財源でございますので注目してみたいと思いますけれども、一番あれなのが不納欠損が1,163万円何がしあります。収入未済額が約6,300万円くらい。これ5年間で約5,000万円以上になってきたのではないかと懸念しております。当然そこにはそれなりの努力はされてきていると思います。しかしながら、このところコロナコロナでどこもここも生活が逼迫しておりますので、そういった意味では、来年もさらにそれ以上のものが心配されるのではないかと懸念するところであります。

そこで、納税の義務あるいは公平性の確保という点では、今まで努力してきたと思いますけれども、それ以上の努力が必要だと思っておりますけれども、そのところを税務課のほうでどう考えておりますか。

○委員長（澤田公勇君） 税務課長。

○税務課長（町屋淳一君） お答えいたします。

これまでも実施しておりますが、納税相談、こちらのほうに十分力を入れていきたいと考えてございます。また、悪質なケース等につきましては、滞納整理機構等々、県の機関等とも連携を取りながら徴収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 11番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 確かに4項目ほどの中で、徴収方法というのは考えてやっているようでございますけれども、これからもさらに、そういった意味では公平性を欠かないように努力していただきたいと思っております。

それから、108ページ、企画調整課になるのかな。109ページの18節の交通路線維持補助金、ここに書かれているものは9路線、十和田観光がやっている補助金の内容でよろしいのでしょうか、確認させていただきます。

○委員長（澤田公勇君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。十和田観光電鉄への負担金補助金でございます。

○委員長（澤田公勇君） 11番委員。

○委員（田嶋輝雄君） ということであれば、ここにもコメントが書かれていますけれども、コロナ禍の中で利用する方も少なくなっている状況だと書いてあります。これからさらに考えられることは、仮に減ったときには路線を減らすという考えもあるものなのか、要するに、そういった意味では費用対効果が適切でないというときには、そういった再考があるものなのか、そのところはきちんとこれから精査していかなければならないだろうと思っておりますけれども、その辺のところの考えはどのようなのですか。

○委員長（澤田公勇君） 企画調整課長。



○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

今後維持していくかどうかというのは、コロナ前からもいろいろな課題がございまして、各路線ごとに、その市町村を中心にいろいろ検討をしております。それは継続中で、まだこの路線をどうするかという明確な方向性は定まっていないのですが、今後も継続して関係市町村と協議を進めて、また、十和田観光とも協議を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（澤田公勇君） ほかにございませんか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 166、167ページ、農林課だと思うのですが、6款2項1目18節、24節なのですが、18節の林業・木材産業等振興施設設備事業費補助金4,000万円ですが、これは当初予算にはないのですが、これは何に使われたかということ。

もう一つは、森林環境基金なのですが、森林保護の上で非常に大切な基金なのですが、この森林環境税が当初予算では918万円見ていたのですが、ゼロになっていると。この理由をお知らせください。

○委員長（澤田公勇君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

まず、負担金補助及び交付金の4,092万8,000円でございますが、国庫補助事業が前年12月以降に内示等が出ましたので、当初予算の計上には間に合わなかったために、当初予算には載っておりません。

事業の目的、事業効果でございますが、国産材の積極的な利用が叫ばれている中で、国産針葉樹合板の需要が増大してきております。そのため、その合板をプレカットする加工機を導入するという事業でございます。対象者は、有限会社中西でございます。事業の概要は以上になります。

また、次、森林環境基金、ゼロになっておりますが、当初、款項目、6、2、1の中で積立金で予算を取ってございましたけれども、積立金の款項目がほかにありましたので、そちらのほうに移行したということでございます。

以上でございます。

○委員長（澤田公勇君） ほかにございませんか。

8番委員。

○委員（岡村茂雄君） 一つだけ。歳入ですが、88、89ページです。89ページですけれども、町債の中に臨時財政対策債というのは2億2,400万円ほどあるのですけれども、監査委員の2人もある程度考慮したほうがいいと思いますけれども、地方交付税が来るのが来ないために財政措置をするというわけですけれども、毎年ずっとこれからも続くみたいな、今までもあったのですけれども、今までで大体10億円ぐらいの累

計になっていると思うのですけれども、返済額はどのぐらいになっているのか、大体分かりますか。

○委員長（澤田公勇君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

臨時財政対策債ですけれども、2年度の決算で2億2,446万3,000円と。今年も2億8,000万円ぐらい確定と、3年度分が。これに関しての償還の財源は全て交付税のほうで措置されるということになっております。

以上です。

○委員長（澤田公勇君） 8番委員。

○委員（岡村茂雄君） 結局国が地方交付税でよこせないから、後で何十年かけて補填するということなのですから、こういうやり方というのは、町長、いいものでしょうか。よこすべきものをよこさないで、後から小刻みによこすから、とりあえず借金してくれと、このやり方というのはどう考えますか、町長。交付税としておかしいのではないかと思いますけれども。

○委員長（澤田公勇君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、私もおかしいと思います。とりあえず、地方に配分するお金がないから臨時財政でとりあえず使っておいてくださいと。後で交付税で算入しますということで、この償還期限はそんなに、何十年ということではないはずでありますから。当然金利とかそういったものは余りにしなくてもいいということで、国の財政の都合ということもあります。使わなければ一番いいのですけれども、その年々の予算編成で、やはりこれを使ったほうがいいかなということで毎年使っているということでもありますけれども、今後、償還の年数なんかは私も頭に入っていない。恐らく極めて短い期間の交付税算入ということになると思いますけれども、その辺を確認しながら、余りみだりな使い方をしないように努めていきたいと思います。

○委員長（澤田公勇君） 8番委員。

○委員（岡村茂雄君） 無駄な使い方をしないと、そうではなく、制度そのものがおかしいのではないかとということなのです。国のやり方がですね。そこは町長も意見するべきだと思うのですけれども、町長から国に意見書を出せるというのがありますよね。そういう意見書なんかを出すべきだと思うのですけれども、検討する余地がないものですか。地方財政法でありますよね、町長の意見書というのは。やってみて、町村会なりに働きかけて、こういう国のやり方を正常に戻してもらうようにやるべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（澤田公勇君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町村会と相談をして、できるだけそういう借金の制度をしないで、必要なものは交付税なり、そういったものできっちり単年度単年度繰入していくということをお願いするようにしたいと思います。

○委員長（澤田公勇君） ほかにございませんか。

12番委員。

○委員（三上正二君） 建設課に伺います。昨日でしたか、調査費用のことですけれども、それをすぐにはできないと、調査する費用だけは確保してある。それはそれでいいです。とすれば、前にもどこかの時点で聞いたことがあるのですけれども、すぐはできないと。危ない橋はいっぱいある。実際私たちのところにもありますけれども、例えば一つの例で、中部の牧草地に上がるところの橋は、4トンまでですといえば機械もトラックも走られなくなるわけです。別にそこがどうのこうのではないです。そういうのはどのくらいあるのですか。恐らく一つや二つでなく、何百もあると思う。その中で順番とすれば、どういう形でやる計画がされているのですか。

○委員長（澤田公勇君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えします。

大変申し訳ございませんが、現在、順番とかの資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思っております。

○委員長（澤田公勇君） 12番委員、今の建設課の答弁ですけれども、13日の最後のほうに回して、答弁をさせるというふうな形でいかがでしょうか。

12番委員。

○委員（三上正二君） そのときにまた、それについて再質問してもいいのか、13日に。そういうことになる。

委員長、今、補佐もいると思うから、今すぐ答えなくても、今日その後もあるのだから、その辺りで答えて、13日ではなくて。

○委員長（澤田公勇君） 分かりました。失礼しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○委員長（澤田公勇君） それでは、休憩を取消し、会議を行います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、令和2年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

238ページから249ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 歳出に入ります。

250ページから265ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番委員。

○委員(佐々木寿夫君) 267ページの財産に関する調書ということで、財政調整基金が8,592万5,000円あるのですが、この分の財調があったら保険料は下げることができるのではないかと思うのですが、この辺についてどうですか。

○委員長(澤田公勇君) 町民課長。

○町民課長(原子保幸君) お答えいたします。

まず、基金を活用して保険料を下げるできないかという御質問ですが、青森県では、令和5年にある程度の方向性を示しまして、令和7年度に国保運営につきまして、県一本化で進めるということがほぼ決定してございます。そうなりますと、各市町村の保険料につきましては一定率ということになります。それまでの、今年を含めて4年間ありますけれども、その4年間を医療費の水準を維持するために、この基金は、何かがあって医療費が増大したときに、不足した部分としてのいわゆる保険となりますので、仮に4年間で、今現在、基金は合計で1億2,400万円ございます。それを1年で割りますと3,000万円になりますが、それを4年間、仮に繰り上げしても今の保険料は維持できるものということで考えてございますので、今ちょっと高いから取り崩して保険料を下げるというふうな考え方は、現在、事務方としては考えてございません。

以上でございます。

○委員長(澤田公勇君) 10番委員。

○委員(佐々木寿夫君) 令和7年から県一本化で国保をやりくりするということになるのですが、そうなったら保険料というのは今よりも下げやすくなるのではないですか。

○委員長(澤田公勇君) 町民課長。

○町民課長(原子保幸君) お答えいたします。

一本化の後、保険料はどのようになるかという御質問ですが、あくまで町の現在の試算でございますが、現在、七戸町の保険料の水準からいきますと、40町村の中間、ちょうど真ん中辺ぐらいでございます。このまま推移していきますと、令和7年度でも大きく保険料が上がるということは現在考えてございません。

以上でございます。

○委員長(澤田公勇君) そのほかありませんか。

2番委員。

○委員(山本泰二君) 252ページ、一番下のところです。保険給付費の2款1項1目の一番下のところ、一般被保険者療養給付費と235ページの全体を見た歳出のところ、ここで不用額ということで、253ページでは1億2,900万円ほど不用額とあり

ます。これが令和元年ですと9,300万円ほどだったわけですが、300万円ほど不用品が増えている。先ほどの235ページのほうでも300万円ほど増えている形になります。これは何を意味するのか、要は給付が不用になったということは町民が健康になったのか、あるいはコロナの関係で余り受診する人がいなくなって費用がかからなくなったのか、その辺りをお聞きしたい。

○委員長（澤田公勇君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、昨年と今年、コロナ蔓延の影響で医療費が大分抑制されてございます。今年も、来年の決算になります。また下がるものということで事務方としては、コロナが収まらない限りは下がるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（澤田公勇君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

278ページから285ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

296ページから333ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

346ページから351ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町介

護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

364ページから369ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

384ページから393ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

408ページから415ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和2年度七戸町水道事業会計決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

424ページから434ページまでの決算全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 質疑がありませんので、これをもって、令和2年度七戸町水道事業会計決算書の質疑を終結します。

それでは、議案第75号全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(澤田公勇君) 質疑がありませんので、これをもって、議案第75号令和2年度七戸町各会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（澤田公勇君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案75号令和2年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託されました事件は、全て終了しました。

お諮りいたします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田公勇君） 御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。

以上で、私の職務は終わりました。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時55分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

委員長